

市民説明会 会議録

1 概要

- (1) 日 時 令和3年11月11日(木) 19時～20時45分
- (2) 場 所 市役所(51会議室)
- (3) 出席者 中村市長、近藤副市長
- テーマ1…齋藤資産経営局長、菅沼資産経営局次長、加瀬資産経営課長、青山資産経営課主幹
- テーマ2…鈴木環境部長、石川環境保全課長
- 事務局…犬塚秘書広報広聴課長、高須秘書広報広聴課長補佐
- 参観人…84人

2 発言内容等

(1) 市長あいさつ（開会）

西尾市が抱える大きな課題である PFI 事業契約の解除と産業廃棄物処分場の 2 つの問題について、今回、市民説明会を開催させていただきました。

まず、PFI 事業は、結論として契約の解除を決め、9 月下旬に議会へ報告し、記者会見を行いました。解除の理由は 11 月の広報にも掲載しました。

契約の相手先である株式会社エリアプラン西尾（以下 SPC）と話をできて率直に感じるのには、契約したけれども公共サービスを担う主体として公共の精神やまちづくりの担い手としての当事者意識がない所です。

西尾市方式 PFI 事業が、公共事業であるにも関わらず、市民の声をないがしろにして強引に契約が結ばれたと認識しています。その点が問題であるとして、一度目の市長選挙の時に見直しを掲げて当選させていただきました。当選後、いきなり契約を解除する方法など、見直しの在り方はいろいろとあったと思いますが、議会で議決された契約であることを尊重し、より市民の声を反映させた契約となるよう見直しを行うことが、一番良いとの方針のもとで SPC と話をしてきました。

懇談会やアンケートなどを通じて市民の声を踏まえて見直し方針を策定し、事業の実施を求めました。事業者側の反応としては、見直しについて否定はしていないのかもしれませんが、市民の側に立った前向きな提案や意見は出てきていません。結果として、事業の見直しが進まなかったことは、素直に反省しています。先日の二度目の選挙では、相手候補も契約解除に言及しており、PFI 事業を止めることが民意であると信じています。

選挙後に、事業者と改めて契約解除を基本として話し合いを呼び掛けましたが、

拒否された状況です。そのため、相手方事業者へ今年度末をもって契約を解除することを通知しています。事業者は、「契約の解除は無効である、市は解除する権利を放棄しているはずだからできない」との主張です。ここは市の考え方と異なるため、一つの争点になっていますが、この問題の本質ではないことを分かっていたいただきたいと思います。では、本質は何かというと、市民はこの契約の継続を望んでいないので、この声を聴いて、西尾市とSPCはどうしていくのが良いのかということです。

市は、市民の声を受けて「契約を変更したい」と伝えましたが、残念ながら事業者は、「それを認めない」と自分のことを主張するだけで、今後をどうするのか前向きな提案は出てきていません。

このような事業所と契約を締結したことは事実ですが、このまま契約を継続していても費用を請求されるだけで、市民のためにサービスを提供いただける会社であるとは思えず、契約を解除して新しいまちづくりに取り組んでいきたいと思っています。そのため、今年度末を持って契約を解除する方針を発表し、事務を進めています。

PFI事業の中でも、一色町の公民館など一色3館（一色町公民館・一色地域交流センター、子育て・多世代交流プラザ、一色学びの館）については、エムアイシーグループが管理運営を行っています。

今はSPCからの下請けのような形で運営をしていますが、来年度以降、契約を解除しても、市と直接契約をする形で行えると言っていました。これは西尾市内に籍を置く企業として、市民のことを考えての答えだと思って感謝しています。このようなことを含め、本日は解除に向けた根拠などを説明させていただきます。

2つ目のテーマである産業廃棄物処分場の建設計画ですが、三重県の事業者が国内最大級となる産業廃棄物最終処分場の建設を一色町生田地区で計画している問題です。

この一色町の生田地区は臨海部であり、漁業が盛んな地域です。そんな地域に処分場ができれば風評被害が懸念されます。近くには一色中学校があるため、騒音や悪臭、搬入するトラックが一日に何百台も通ると交通安全上の問題もあります。また、計画地域は軟弱な地盤で、南海トラフ地震が起こった場合に湾内に産業廃棄物が流れ出してしまう恐れもあります。

経済活動の中で最終処分場は必要な施設であり、作ることが間違っているとは言いませんが、今回、計画している地域にできることは市にとって大きなマイナスであり、受け入れられるものではありません。

ここ数年間は、事業者の大きな動きはありませんでしたが、最近になって、建設に向けた機運を高めるための動きが活発になっています。市民の安全、安心な暮らしや環境を守るために、来たる時には一致団結できるように情報をしっかりとお伝えします。

産廃施設の許可権は愛知県であり、市に権限はありませんが、他市町で住民投票の結果、建設反対という民意により事業者が撤退した例もあります。今後、事業者が手続きを進めるようなことがあれば、一番良いタイミングで住民投票を行うことも想定しています。

そのために準備を進めていますが、市民の皆様にもこの問題の内容をしっかりと知っていただき、広くお知り合いの方へも伝えていただけたらと思います。

(2) テーマ1 説明・質疑応答等

資産経営局長：【資料説明】

Aさん：損害が発生した場合に、市の方で正確な金額を把握できるのか。

資産経営局長：事業者側の損害は、事業に対してどこまで準備していたのか、逸失利益の見込みやどの程度投資していたのかは市の方では分からない。損害を被った側から提示するのが本来なので、事業者側から提示していただけるものと考えている。

Bさん：請求された損害額が正しいのかどうか分かるのか。事業者の請求額を丸のみで支払うようなことはないか。

資産経営局長：金額と提示された請求内容の根拠を、市だけでなく弁護士とともに確認し、不明な部分は事業者を確認していく。市でもどれくらい費用が掛かるかの見込みは持っているので、あまりに事業者の提示額がかけ離れて話が進まない場合は訴訟となって、最終的には裁判所の判断となる。請求額を丸のみするようなことはない。

Cさん：旧一色支所の仮囲いの設置だけで、人件費なども含め途方もない金額を請求され話が進んでしまった。市側は、事業者側から提示された金額が正当かどうかを判断するための証拠はあるのか。

資産経営局長：前回の裁判の時でも、事業者側に根拠の提出を求めたが出てこなかった。今後、賠償金額を提示してきた時には、証拠の提出がなければ市は支払わない。市側でもある程度の積算を行っており、それに見合うような根拠の資料がなければ支払うことはできない。最終的に議会や市民に報告した上で支払うこととなるので、その時にチェックいただけるのではないかと。

Dさん：ありえないような金額を請求されて支払うようなことがないように、市の問題ではなく市民とSPCの問題であることを肝に銘じて、市民に逐一報告して欲

しい。

資産経営局長：市が賠償金を支払うことは、当然、税金から支払うことになるので、十分肝に銘じて行っていく。SPC 側はほとんどが市内企業、市民なので、法外な請求をすることはないと考えている。

市民に資料を提示してほしいという点は、当然、議会などにも資料として出さなければならないと考えている。他に情報公開請求などの手段もある。また、説明会などを開催することもあるので、そのような場で提示していきたい。

E さん：議会はこの問題をどのように考えているのか。

市長：現在、市議会の中で PFI 問題を議論するための特別委員会を 9 月末に設置し、議会の立場として関係者からのヒアリングや情報収集を行っている。この問題をどう解決することが西尾市にとって良いのか議論をさせていただいている。

6 月の選挙で議員の皆さんも市民の声を多く聞き、議会は議会として立ち上がるべきとして組織が立ち上がっており、おそらく年度内には議会としての結論を出して、答申や提言をいただけるものと考えている。

現在、議員の皆さんも一緒になって、この問題の解決に向けて行動を起こしていただいているのでご承知いただきたい。

E さん：議会だよりで議員からこの問題の情報が掲載されているが、一色 3 施設の光熱水費で 3,700 万円かかり、7,550 万円支払ったとなっている。差額分の返還交渉をしたかとの問いに、返還された事例はないと回答している。まず、回答は返還交渉をしたのかどうかを答えるべきではないか。

資産経営局長：編集を行う担当部局へ伝えます。

F さん：契約解除により事業者から賠償請求されることになる。市はそれを税金で何億、何十億と支払うことになる。この請求は、事業者側の落ち度も過失もないにもかかわらず、一方的に契約が解除されるものであり、事業者側からすれば当然のことであると思う。これを支払うこと責任を、誰が、いつ、どのように取るのか。

市長：市民の声を反映させて、契約の見直しを行うことが一番良いと考えてこの 4 年間交渉してきた。その結果、事業者側は市への協力姿勢が全くない中で、市民が望んでいない施設でも作るとの主張であった。契約解除に伴う損害賠償額があっても、市民が望まない施設を作って何十年も残ることに比べるとダメージは少なく賢明な判断であると今回の選挙でも訴えてきた。

G さん：実務のない事業所に公共事業を委託できることがおかしいと思う。事業所の選定の段階からおかしいのではないか。今後、このようなことのないように、実態のない会社は入札できないなどの決まりをつくるべきだ。

市長：PFI を行う仕組みの中では、SPC のようにペーパーカンパニーを作って行うのがスタンダードな方法の一つであることはご理解いただきたい。

事業者の選定も、入札ではなくプロポーザルで行った。これだけ大きな事業を事業者の募集から締め切りまで3か月で行った。短期間のため事業者の検討する機会がないと当時の議会でも心配されていた。実際に手を挙げた企業も1社しかなく、再募集すべきではないかといった意見も出ていた。結局は、その1社を評価して選定した。個人的な感想だが、競争原理が働かないと事業者側の言いなりになることも多いため、あまり望ましい判断ではなかったのではないか。

Gさん：損害賠償請求では実際の損害を受けた内容しか認められないと思うので、請求内容を市民に伝えるべきではないか。説明の場を設けることはしないのか。

資産経営局長：事業者側から金額は言ってきていない。この契約の解除は無効だと言ってきている。それについては昨日（11月10日）の議会の特別委員会で事業者側が答弁する機会があった。詳細は地元紙での報道などでもまとめられている。

Hさん：寺津の温水プールの設置はただ反対しているのではない。学校施設として作る予定だったものが、SPC が市民プールにしてスイミングスクール事業を行って、学校の校庭を一部駐車場にするといった計画に変更してしまった。市民の願っていたものと違う計画となったので反対しているのもあって、立地について反対しているものではない。

温水プールについては前向きに検討すること。改めて検討するのであれば、小規模の学校が複数利用できる温水プールであればコストの削減につながるので積極的に見直しをお願いしたい。

(3) テーマ2 説明・質疑応答等

環境部長：【資料説明】

Iさん：熱海市の盛り土の崩壊と同じ状況が起こらないか懸念している。産廃を受け入れたあと何十年と管理が必要になる。その間、事業者が存続するのか。管理するだけでは収入がなくなってしまうので、とても続けるとは考えられない。災害等により三河湾が全滅する恐れもあるので、絶対にこの計画を受け入れてはいけない。

環境部長：産業廃棄物の層が地上20メートルまで積み上げられる。そこに地震が来たらどうなるのか、埋め終わってから40年、50年と心配していかなければならない。すべての産廃事業者が悪い訳ではないが、跡地問題の原因となった会社のように、埋め終わったらお金が入らないので、管理せずに会社を解散してしまうようなところもある。第2、第3の跡地になる可能性もあり、市としても、あ

の場所の建設計画に反対をしていきたい。

Jさん：住民投票を行って反対が多い場合、県へ伝えれば解決するのか。

環境部長：住民投票は各地の産廃処分場問題で実施されている。一番古いのは岐阜県御嵩町で、圧倒的に反対意見が多く、業者は撤退している。令和元年の御前崎市の焼却施設も反対が多く業者が撤退している。各地の事例を見ると100%ではないが、住民投票の効果はかなり大きいと考えている。住民投票を行うタイミングが一番重要で、それを逃すと二度とできないということもあり、産廃問題に精通した弁護士とも協議しながら検討していく。もし、住民投票を行うとなったら投票をお願いしたい。

Kさん：9月に議会が反対決議を議決した。市も平成30年に県知事へ建設反対の要望書を出しているが、いろいろな活動を波状的にやっていかないと認識してもらえないのではないか。また、三河湾のことを考えると碧南市や蒲郡市でも知って理解してもらう必要があるのではないか。

環境部長：市としては、産廃建設阻止！西尾市民会議という団体と連携して、要望などの行動を検討する。現状では、西尾市から、三河湾の沿岸部の市町が関係する「豊かな海三河湾環境再生推進協議会」に情報発信している状況である。

Lさん：開発にあたって、市として産廃目的の測量であれば土地の立会いを止めることはできないか。

環境部長：法により立会いが必要なものを拒否することはできないが、法以外の部分は顧問弁護士と相談して判断していく。

産廃建設阻止！西尾市民会議（山本会長）：この産廃処分場問題は46.1%が知っているという回答したが、市民団体としても何とかこの数字を上げていく努力をしようと考えている。市長も反対を表明しており、市の環境部の職員も積極的にこの問題の説明会を行っている。市議会も建設反対に議決をいただいた。このように積極的に連携をしながら、情報を発信していきたい。身近な方にも動画を紹介して、この問題を知っていただけるように拡散をお願いしたい。

(4) 市長あいさつ（閉会）

PFI事業は、いろいろな事情がありますが、シンプルにご自身の立場で考えていただけたらと思います。

例えば、ご自身の両親が土地を持っていて、アパートを建てる契約を行ったとします。事情によりその土地を相続された場合に、アパートを建てるのではなく、違った形で活用したいと考え、契約した事業者に工事の中止を求めます。事業者は、「一度契約を行っているのだから、何があっても最後までアパートを作らせてもらいます」と言われている状況が、今の西尾市といえます。

常識的に考えれば、お客さんからの声で工事を止めるけれども、工事の費用や損害賠償について話し合うと思います。

それを、望まれていないが契約しているから最後まで作りますというのは、自分たちの利益のためにお客様を犠牲にする企業であり、それがSPCであると感じています。

この問題は、批判的な論調になってもしっかりと伝えないと、皆様に伝わらないと思っています。だから、こんな契約は解除して、新しい形でまちづくりを進めないと、西尾市が搾取され続ける危機的な状況にあると思っています。

事業者からの抵抗はあるかと思いますが、今年度の解除に向けて粛々と進めてまいりますので、市民の皆様の後押しやお力添えをお願いします。

産廃処分場については、計画を反対するだけで「代案を示さないのは無責任だ」との声もあります。確かに代案はベターであるとは思いますが、市民にそこまで求めることは違うと思います。代案がないから反対できないのではなく、あくまでも皆様には、ご自身やご家族の安全、安心な暮らしのために、現在の計画地に日本最大級の産廃処分場ができることが良いのかどうかで考えていただきたいと思います。今回の問題について、身近な人にも広く伝えていただけたらと思います。